

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年2月8日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第69号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号に次のように加える。

エ 京都市太秦天神川駅自転車等駐車場

第6条第2項中「及びウ」を「からエまで」に改める。

別表第2原動機付自転車の項中「京都市小野駅自転車等駐車場」の右に「京都市太秦天神川駅自転車等駐車場」を加える。

附 則

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

(建設局土木管理部放置車両対策課)